

【成年後見制度】は「物忘れが多くなった」「お金の管理が難しくなった」「契約内容の確認や手続き相続に関する事など、自分では分からず人任せにしてしまう」「自分で判断することが難しくなった」「自分が認知症になった時のことが心配」など、加齢や病気、障害などの理由で、ひとりで決めることが困難な方が、地域の中で自分らしく暮らしていくことをサポートする制度です。

財産管理（不動産や預貯金などの管理、相続手続等）や身上監護（介護・福祉サービスの利用や施設入所・入院の契約手続きなど生活、療養看護に関する事務）などの法律行為を、家庭裁判所が選任した支援者(成年後見人等)が、ご本人の意思を尊重した支援を行うことで自分の権利を守り不当な契約や悪徳商法など危険を回避することができます。

成年後見制度に関するご相談は、各市町の権利擁護相談窓口へ。

- ◆ 社会福祉協議会・・・下田市（0558-22-3294）、南伊豆町（0558-62-3651）、東伊豆町（0557-22-1295）、河津町（0558-34-1286）、松崎町（0558-42-2719）、西伊豆町（0558-55-1313）
- ◆ 地域包括支援センター（連絡先はうら面参照）

うら面もご覧ください

成年後見制度の仕組み

法定後見制度			任意後見制度
判断能力に応じて3段階（類型）に分かれる			将来に備えた契約
<u>後見</u>	<u>保佐</u>	<u>補助</u>	<u>任意後見</u>
判断能力がない	判断能力に著しく欠ける	判断能力が欠けている	将来、判断能力が落ちた時の備え
後見人が支援	保佐人が支援	補助人が支援	任意後見人が支援
後見人に、「代理権」「取消権」が与えられる	保佐人に、 <u>特定の事項以外の「同意権」「取消権」</u> が与えられる	補助人に、一部の「同意権」「取消権」が与えられる	判断能力が落ちた時、事前に結んだ契約に沿って支援を行う。
【利用するための手続き】			*弁護士、司法書士等に手続き代行も可能
1. 相談：おもて面窓口 2. 申立て：本人所在地を管轄する家庭裁判所に、本人、配偶者、四親等内親族、検察官、申立てをする親族がいない方は市区町村長が申立て可能 3. 調査等：裁判所の担当者が申立人と面会、調査を行う 4. 後見等開始の審判：家庭裁判所の裁判官が成年後見人等を選任する			1. 相談：おもて面窓口 2. 公正証書の作成：本人と任意後見受任者が公証役場で作成 3. 能力低下時に申立て：本人、配偶者四親等内の親族、任意後見人の方
費：申立手数料、登記手数料 3,400 円、郵便代等 4,000 円程度、診断書料数用：千円、申立代行料 10～20 万円*鑑定料約 5 万円～（必要な場合）			公正証書契約書作成費用 1.5 万円、自身で手続き+1 万円、依頼する+5～15 万円

- ・ 下田市地域包括支援センター ☎0558-36-4146 月～金 8:30～17:15 下田市役所市民保健課内
- ・ 東伊豆町地域包括支援センター ☎0557-95-1106 月～金 8:30～17:15 東伊豆町役場健康づくり課内
- ・ 河津町地域包括支援センター ☎0558-34-1938 月～金 8:15～17:00 河津町保健福祉センター内
- ・ 南伊豆町地域包括支援センター ☎0558-36-3335 月～金 8:30～17:15 南伊豆町健康福祉センター内
- ・ 松崎町地域包括支援センター ☎0558-42-3966 月～金 8:15～17:00 松崎町役場健康福祉課内
- ・ 地域包括支援センターにしいず ☎0558-52-3030 月～金 8:15～17:00 西伊豆町福祉センター内

※土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）除く

【問い合わせ先】
 賀茂地区在宅医療・介護
 連携推進支援センター(下
 田メディカルセンター内)
 TEL：0558-25-3535

